

事 務 連 絡
令和元年 6 月 17 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 民生主管部（局）担当者 殿

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

児童福祉施設等に設置している遊具等の安全管理の強化について

令和元年 5 月 5 日に、地区公園において、滑り台の滑走面の隙間に小指が挟まり、小学生女児が骨折する事故が発生しました。

今般の事故から、別紙のとおり、国土交通省都市局公園緑地・景観課公園利用推進官から「都市公園における安全確保について」が通知され、類似事故の再発防止に努めるよう、注意喚起が行われたところです。

児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保については、「児童福祉施設等に設置している遊具等の安全確保について」（平成 20 年 8 月 29 日雇児総発第 0829002 号、障発第 0829001 号）等により、遊具の安全確保・事故防止対策に努めていただいているところですが、各都道府県・指定都市・中核市民生主管課におかれては、日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応について、より一層万全を期されるよう、管内の児童福祉施設等及び市町村に対して指導方お願いいたします。

事 務 連 絡
令和元年 6 月 5 日

各都道府県及び指定都市
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 公園利用推進官

都市公園における安全確保について

令和元年 5 月 4 日（土）午後 2 時頃、特殊公園内において大型遊戯施設の装飾部品が落下し、小学生女児が軽傷を負う事故が発生したので、別添 1 のとおりお知らせする。

また、同年 5 月 5 日（日）午後 2 時頃、地区公園において滑り台の滑走面の隙間に小指が挟まり、小学生女児が骨折する事故が発生したので、別添 2 のとおりお知らせする。

前者の事故に関しては、当該大型遊戯施設は、本年 2 月に定期点検が行われたものの、今回劣化し破断した当該装飾部品については、目視にとどまっており、十分な確認がなされていなかった。

また、後者の事故に関しては、「4－1（4）遊具の構造」において、「身体の一部が引き抜けなくなるような開口部や隙間を設けない。」、「4－3（1）点検手順に従った確実な安全点検」において、「日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。」としている。

貴職におかれては、当該施設の類似施設のみならず、公園施設全般について、適切な日常点検・定期点検を行い、経年劣化等による事故につながる危険性を予見するなど、安全対策に万全を期し、類似事故の防止に努められたい。

なお、この旨を貴管内市町村（指定市を除く）に周知徹底されたい。

【事故の概要】

■発生日 令和元年5月4日（土）

■発生場所 人口約100万人以上の都市

■発生公園 特殊公園

- 状況
- ・大型遊戯施設の装飾部品が落下し、小学5年生女児が右太ももにあざと、左腕に擦り傷を負う事故が発生した。
 - ・落下した装飾部品は、マストの帆を畳んだ形状の装飾物の一部。帆（布製）は山が三つできるように、両端及び両端からそれぞれ3分の1の箇所、計4か所で帆桁（金属パイプ）にロープ及びリベット、樹脂製の硬化剤で固定されていたが、帆の経年劣化により、ロープにより固定されていた箇所（帆）が折れ、帆桁から離脱し落下した。
 - ・当該遊具は2月に定期点検が行われていたが、落下した装飾部品については目視のみとなっており、劣化部の十分な確認が行われなかった。
 - ・事故発生後、公園内の落下物の危険がある箇所の緊急点検を実施。

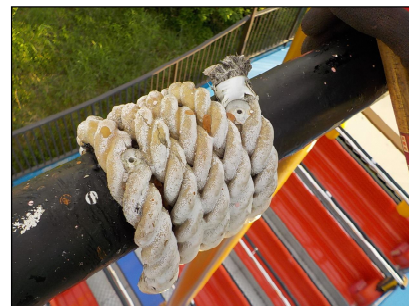
■事故関連写真



事故が発生した遊具及び落下箇所

落下した装飾物の一部

ロープ（両端2か所をリベットで固定）



落下物の破損箇所（右端）

落下物の破損箇所（左端）



【事故の概要】

■発 生 日 令和元年5月5日（日）

■発生場所 人口約10万人未満の都市

■発生公園 地区公園

- 状 況
- ・滑り台を滑走中の小学生女兒が、滑走面にあった隙間に小指を挟み骨折する事故が発生した。
 - ・隙間（約30mm）は、プラスチック板の固定が不十分で熱膨張により変形したことにより生じたものである。
 - ・当該遊具については、昨年7月の定期点検において滑走面の一部が変形されていることが確認されているが、当時は挟み込みの可能性が低いとされていたところ。
 - ・事故発生後については、遊具の使用を停止し、滑り台部の改良工事を行うこととしている。

■ 事故関連写真



事故が発生した遊具



指を挟んだ箇所